入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月27日

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門

塩釜拠点長 野呂田 智義

- ◎ 調達機関番号 807 ◎ 所在地番号 04
- 1 調達内容
- (1) 品目分類番号 77
- (2) 購入等件名及び数量 船舶 (若鷹丸) 船尾 観測クレーン換装業務 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期限 令和8年2月27日
- (5) 履行場所 国立研究開発法人水産研究·教育機構若鷹丸
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争参加資格
- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約 事務取扱規程(平成 13年4月1日付け 13水 研第 65号)第 12条第1項及び第 13条の規 定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び 役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停

止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1 項各号に掲げる者でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒 985-0001 宮城県塩釜市新浜町3-27-5 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門塩釜拠点管理チーム 尾崎健児 電話 022-363-1997 FAX 022-367-
- (2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者 は、以下により入札説明書等 (入札説明書、 入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状 様式等)の交付を受けること。

- ① 直接交付上記 3(1)の交付場所にて交付する。
- ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「若鷹丸船尾観測クレーン換装業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 3(1)あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「若鷹丸船尾観測クレーン換装業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 3(1)あてFAX送信すること。

(3) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年3月20日までに上記3(1)あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はFAXにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホ

- ームページにて公表することにより入札説明会に代える。 なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。
- (4) 入札、開札の日時及び場所 令和7年4月 21日 14時 宮城県塩釜市新浜町3-27-5 国立研究開発法人水産研究・教育機構塩釜庁舎 会議室(ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、令和7年4月 21日 12時必着のこと。)
- 4 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- 5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事

- 務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月7日閣議決定)に基づき実施する。詳細は入 札説明書による。
- 6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の 提出について 詳細は入札説明書による。
- 7 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomoyoshi Norota, Director, Management Department of Shiogama, Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (2) Classification of the products to be procured: 77
- (3) Nature and quantity of the services to be required: Ship (Wakataka-maru) stern observation crane replacement services
- (4) Fulfillment period: 27 February 2026
- (5) Fulfillment place: Wakataka-maru,

Japan Fisheries Research and Education
Agency

- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education Agency,
 - ② have Grade A, B, C or D "Service" in terms of the Vessel Maintenance section of Industrial classification in the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
- (7) Time limit for tender: 14:00, 21 April 2025

(8) Contact point for the notice: Kenji

Ozaki, Administration Section, Management Department of Shiogama, Fisheries
Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency, 3 -27-5,
Shinhama-cho, Shiogama-city, Miyagi,
985-0001 Japan. TEL 022-363-1997

業務仕様書

- 1. 件 名 若鷹丸船尾観測クレーン換装業務
- 2. 業務目的 本業務は、若鷹丸に装備されている船尾観測クレーンについて、経年劣化により本来の能力低下や漏油等が発生しており、調査航海に支障がでているため、これを換装し、作業環境の改善を図ることを目的する。
- 3. 業務場所 宮城県塩釜市新浜町3丁目地先 又は 当所指定場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 若鷹丸
- 4. 業務期限 令和8年2月27日
- 5. 業務内容 若鷹丸に装備されている船尾観測クレーン (HIAB-EFFER 25000-3S) を取り外し、以下仕様のクレーンを新たに設置すること。ポンプユニット (別図参照) については既設を再使用すること。

(1) クレーンの構成

1-1.	船尾観測クレーン本体	一式
1-2.	電磁弁ユニット(電磁比例マルチコントロールバルブスタンド)	一式
1-3.	制御盤	一式
1-4.	操作スタンド	一式
1-5.	油圧配管	一式
1-6.	ケーブル類	一式
1-7.	ワイヤーロープ・クレーンフック	一式
1-8.	油圧ホース類・固定金具類	一式

(2) 仕様

- 1-1. 船尾観測クレーン本体
- 1-1-1. 吊り上げ能力は、200KNm(20.6MPa時理論値)以上であること。
- 1-1-2. 定格荷重2000 kgまで対応可能な構造であること。
- 1-1-3. 巻上荷重は1500kgの能力を有し、右舷ギャロス頂部に搭載して既設装置同様に多関節型の ジブを有し、折り畳み格納が可能であること。また展開時には精度良く操作を行うことが可 能であること。
- 1-1-4. 作業半径が最小5.0m以内、最大9.7m以上であること。
- 1-1-5. 旋回角度400°を有すること。
- 1-1-6. 巻上速度が25m/min以上であること。
- 1-1-7. 旋回速度が50s/360°、揚程については12.0m以上を有すること。

- 1-1-9. 既設装置の重量(2940kg)から、船体復元性その他に影響を及ぼさないよう、本装置の重量は3500kg以内であること。
- 1-1-10. 既設ポンプユニットを動力源(定格圧力: 210kgf/cm², 定格油量: 35L/min) として完全動作を行えるとともに、安定した動作・操作が持続可能であること。
- 1-2. 電磁弁ユニット(電磁比例マルチコントロールバルブスタンド)
- 1-2-1. 既設の電気制御部に配置され、盤内の防水が保たれるように構成されていること。
- 1-2-2. 電気制御は船内電源 (60Hz) および陸上電源 (50Hz) を受電し、起動できること。

1-3. 制御盤

- 1-3-1. 既設の制御盤内で構成されること。換装に伴い、周辺機器類に影響を与えることがなく、また干渉することがないように構築すること。
- 1-3-2. 制御盤は船内電源および陸上電源を受電し、本装置に必要な電圧や電流に変換して供給できること。
- 1-3-3. 制御盤は操作盤から送られてくる信号を受信し、電気制御部に出力・指令が行えること。
- 1-3-4. 電流の過負荷や短絡などが発生した場合に回路を自動遮断、保護できる機能であること。
- 1-3-5. その他必要とする電気制御が可能であること。

1-4. 操作スタンド

- 1-4-1. 既設の操作盤位置で操作が可能であり、伸縮・俯仰・旋回・巻き上げ(下げ)の操作ならびに前腕・後腕の操作区別を有していること。
- 1-4-2. 操作レバー(ジョイスィック)は本装置の動作方向と一致していること。操作量および操作抵抗力が操作により、実行される動作量に対応していること。
- 1-4-3. 操作レバー(ジョイスティック)を動かしている時のみ動作し、操作レバーから手を離せば当該操作部分が自動的に中立位置に戻って停止すること。
- 1-4-4. 操作レバー(ジョイスティック)・押しボタンスイッチ・ツマミ等は操作しやすい適切な大きさ、形状、間隔を持っているもので、防水仕様であること。
- 1-4-5. 操作レバー(ジョイスティック)・押しボタンスイッチ・ツマミ等は、その機能を示す文字・記号・絵による表示があること。ただし機能が1つしかない場合は「入」「切」「ON」「OFF」表示のみでよい。
- 1-4-6. 本装置を操作中、安全上必要な機能を果たす部分については、その動作を容易に確認できる表示ランプなどを取り付けること。

1-5. 油圧配管

- 1-5-1. 既設の油圧ポンプユニット配管(鋼管)と連結可能な配管(20A)・角フランジ(20A用)接続が可能であること。
- 1-5-2. 既設の油圧ポンプユニットの使用圧力・管内流速で本装置を動作できる仕様であること。
- 1-5-3. 配管接続部のOリング等は新替すること。

1-6. ケーブル類

1-6-1. 網代被覆もしくは日本規格 (JIS) 相当を満たした被覆が行われたケーブルであること。

- 1-6-2. ケーブルの適当な位置に製造社名略号等を表示すること。
- 1-6-3. ケーブル長は、30m以内であること。

1-7. ワイヤーロープ・クレーンフック

- 1-7-1. 巻き取りウインチのワイヤーロープは 10ϕ 、45m以上の巻き込みが可能であり、アンチツイストタイプであること。
- 1-7-2. クレーンフックには外れ止めが装備され、既設装置と同様にロープソケットおよびコッタ 止めにて構成され、ワイヤーロープの調整・終端処理が可能であること。

1-8. 油圧ホース類・固定金具類

- 1-8-1. 油圧関係のニップル等については、日本規格(JIS)相当品であること。
- 1-8-2. 油圧ホース・油圧配管継手・アダプター等はグリステープによる塩害対策を施し、可能な限りSUS製を使用すること。
- 1-8-3. 船体床面などの接触する箇所においては、保護材などの擦れ対策を施すこと。
- 1-8-4. 本体固定金具(ボルト・ナット・ワッシャー)は、メーカー指定品を使用すること。

(3)動作確認

- ①作業終了後に動作確認を実施すること。なお、洋上における動作確認が必要な場合には、 請負業者乗船による動作確認を行うこと。
- ②動作確認後、作業報告書を提出すること。
- ③新規ケーブルについては、製造業者からの品質試験報告書を提出すること。

6. 特記事項

- (1) 本業務の着工前、施工中および竣工時には適宜写真の撮影を行い、画像を電磁記録媒体 (CD-ROM 等) に整理・保存して2部提出すること。
- (2) 当所担当職員と打合せの上、必要があれば図面の修正および作成を行うこと。
- (3)業務に必要な電源・ラフター・機材輸送用トラック・巻き取りドラム・架台等は請負者にて手配すること。
- (4) 本業務で発生した廃材等は船外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。
- (5) 本仕様書は業務の大要を示したものであり、明記が無いものであっても、当然実施すべき 事項についてはこれを行うものとする。

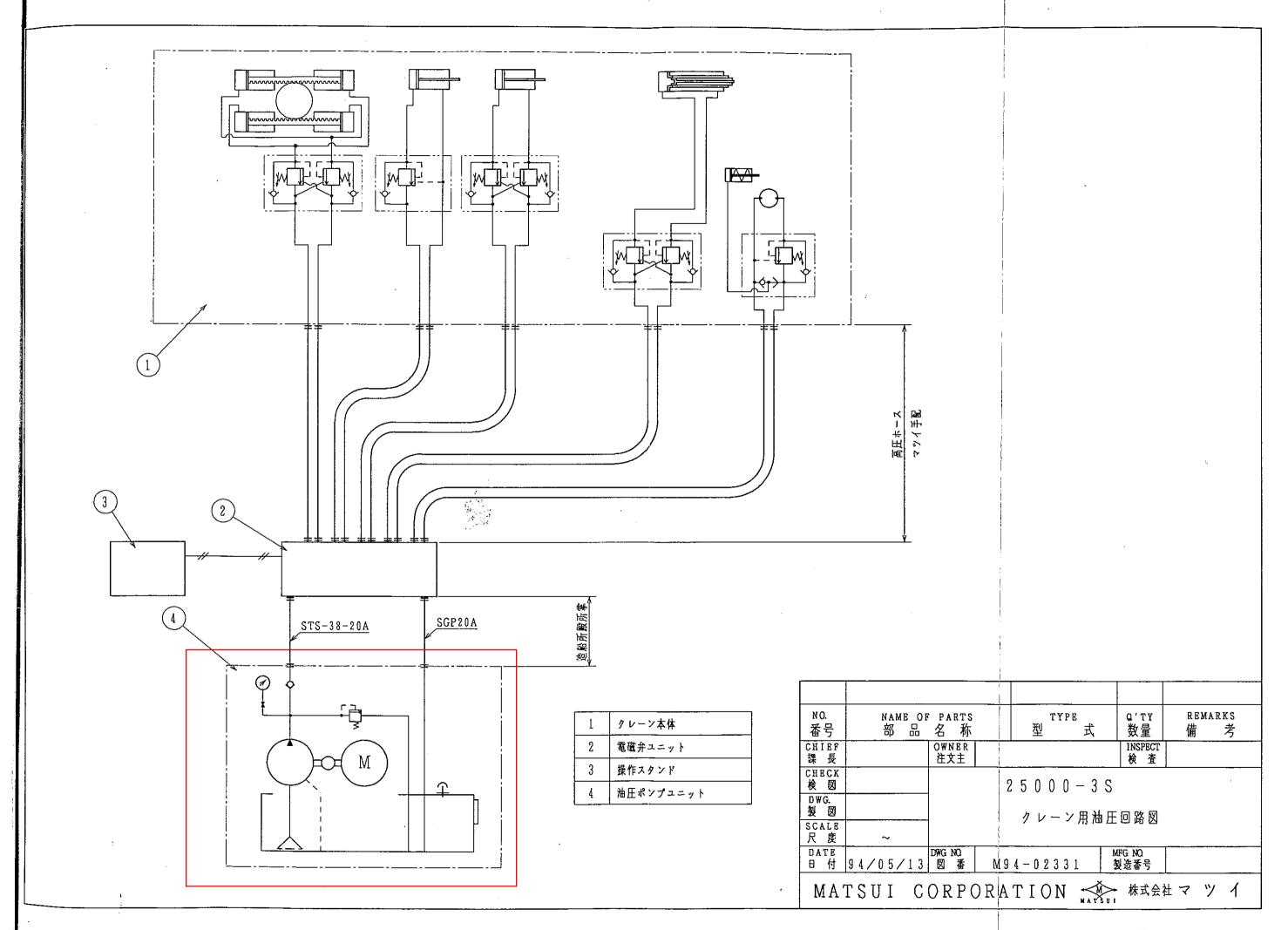
7. その他

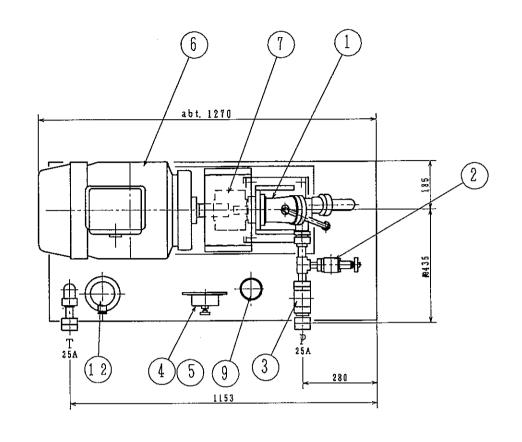
- (1)請負者は、以下の書類を書面各2部及び電磁記録媒体1部提出すること。また、メーカー 附属品及び予備品がある場合は、全て納品すること。
- 1. 取扱説明書
- 2. 整備資料
- 3. 部品表
- 4. 設計図面
- 5. 試験成績書
 - (2) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

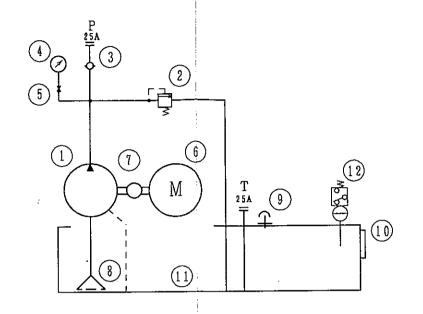


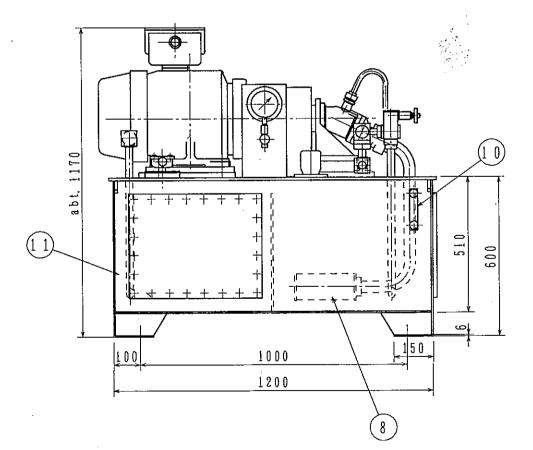
油圧ユニット

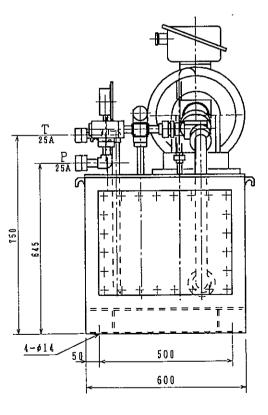












	·					
12	レベル スイッチ	FR-30B-1P	1			
11	オイル タンク	3002	1			
10	油面計	2001	1			
9	給油兼エアーブリーザー	MSA-C15T	1			
8	サクションフイルター	SFN-10-150K	1			
7	カップリング	CR6018	1	カバー村		
6	電動機	30KW, 440V, 50Hs, 4P	1	始新 形 本		
5	ゲージベルブ	SAN-300N-3	1			
4		OPG-BUPF3/8 ×108≠×350K	1			
3	チェックパルブ	CA-06F-A1	1			
2	リリーフベルブ	RB1-D4F-D	i			
1	油圧ポンプ	A2F23R1Pl	1			
N.C. 番号	NAMB OF PARTS 部品名称	TYPE 型 式	Q'TY 数量	REMARKS 備 考		
CHIBF 課長	OWNBR 注文主		INSPECT 技 查			
CKECK	·					
DWG. 製図		油圧ポンプユニット				
SCALB 尺度	1/10					
DATB 日 付	DWG, NO.		MPG NO 製造番号			
MATSUI CORPORATION 🧩 株式会社マッイ						